

最低賃金の改定等に関する意見書

日本経済の先行きについては、海外経済の改善や緊急経済対策を始めとする政策の効果などを背景に、景気の持ち直し傾向が続くことが期待される一方、欧州を中心とした海外景気の下振れ懸念など、景気を下押しするリスクが存在しており、また、雇用情勢の悪化懸念が依然残っている。

こうした中、昨年10月には神奈川県地域別最低賃金が引き上げられたところであるが、労働者の非正規化など就業形態が多様化している状況において、最低賃金制度は、すべての労働者の賃金の最低限を保障する安全網として、その重要性はますます高まっているところである。

よって、国におかれては、平成22年度の神奈川県最低賃金の改定に関し、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 最低賃金の改定については、早期に神奈川地方最低賃金審議会に諮問し、正規の職員・従業員の賃金水準に見合うものとする。
- 2 神奈川地方最低賃金審議会の自主性を尊重するとともに、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の周知徹底を図ること。
- 3 最低賃金論議においては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう生活保護に係る施策との整合性に配慮しつつ、ワークライフバランスの実現に向けた社会基盤づくりを強化するなどの適切な対応を早期に示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣     あて  
総務大臣  
厚生労働大臣  
神奈川労働局長